

社会福祉法人幌延福社会 費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幌延福社会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び役員以外で特に出席を依頼した者の費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 費用弁償は、次に掲げる者について支給する。

- (1) 理事会、監査に出席した役員及び評議員
- (2) 法人及び各事業所の業務執行上特に必要があつて出席した役員及び評議員
- (3) 理事長が法人の会議開催に当り、説明のため特に出席を依頼した者
- (4) 理事長が法人及び各事業所の業務執行上必要があつて出席又は旅行を依頼した者

(費用弁償の額)

第3条 前条各号の出席者及び旅行者には、社会福祉法人幌延福社会旅費規程を準用して費用を弁償する。ただし、勤務地内日帰りの費用弁償については、6,000円とし、旅費は支給しない。

- 2 前項ただし書に規定する費用弁償は、会議等における所要時間が4時間以内の場合においては、2分の1の額とする。
- 3 理事長（常勤の者に限る。）常務理事及び施設の職員を兼務する理事には、第1項ただし書の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。